

議案第 92 号

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町水道事業給水条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例 第 号

多可町水道事業給水条例（平成17年多可町条例第183号）の一部を次のように改正する。
 第1条中「多可町水道事業（簡易水道を含む。以下同じ。）の」を「多可町水道事業の」に改める。

第2条の表を次のように改める。

| 区分 | 区域 |
|------|---|
| 中区 | 田野口、天田、中村町以上3地区の全区域及び門前、安楽田、東山、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、高岸、奥中、徳畑、茂利、安坂、糶屋、坂本、曾我井、森本、西安田、東安田で、別に地図で表示する区域とする。 |
| 加美区 | 山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺、豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部で、別に地図で表示する区域とする。 |
| 八千代区 | 大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する地域とする。 |

第28条第1項中「次のそれぞれの表のとおり」を「次の表のとおり」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

| 料金 メーターの口径 | 基本料金（1か月につき） | | 超過料金 1 m ³ につき |
|---------------|----------------------|---------|------------------------------|
| | 水量 | 料金 | |
| 13mm | 10m ³ まで | 2,000円 | 150円 |
| 20mm | 20m ³ まで | 4,000円 | |
| 25mm | 30m ³ まで | 6,000円 | |
| 40mm以下 | 70m ³ まで | 14,000円 | |
| 75mm以下 | 200m ³ まで | 40,000円 | |
| 100mm以下 | 300m ³ まで | 60,000円 | |

多可町水道事業給水条例の新旧対照表

| 現行 | | 改正 | |
|---|--------|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、多可町水道事業（簡易水道を含む。以下同じ。）の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 多可町水道事業の給水区域は、次の表のとおりとする。</p> | | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、多可町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給水区域)</p> <p>第2条 多可町水道事業の給水区域は、次の表のとおりとする。</p> | |
| 区分 | 事業 | 区分 | 区域 |
| 中区 | 上水道 | 中区 | 田野口、天田、中村町以上3地区の全区域及び門前、安楽田、東山、牧野、鍛冶屋、間子、岸上、高岸、奥中、徳畑、茂利、安坂、梶屋、坂本、曾我井、森本、西安田、東安田、東安田で、別に地図で表示する区域とする。 |
| | 中部簡易水道 | | 山寄上、鳥羽、清水、轟、山口、西山、市原、丹治、大袋、三谷、箸荷、門村、杉原、奥豊部、観音寺、豊部、熊野部、岩座神、棚釜、多田、奥荒田、的場、寺内、西脇、山野部で、別に地図で表示する区域とする。 |
| | 棚岩簡易水道 | | 大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する区域とする。 |
| 八千代区 | 東簡易水道 | 八千代区 | 大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する区域とする。 |
| | 西簡易水道 | | 大屋、坂本、中村、横屋、下村、門田、赤坂、俵田、中野間、仕出原、下野間、下三原、大和で、別に地図で表示する区域とする。 |

現

行

改

正

(料金)

第28条 料金は、次のそれぞれの表のとおり算定した合計金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

(1) 上水道の料金

| メーターの口径 | 料金 | | 超過料金 1 m ³ につき |
|---------|----------------------|---------|---------------------------|
| | 基本料金 (1 か月につき) | 水量 | |
| 13mm | 10m ³ まで | 2,000円 | 150円 |
| 20mm | 20m ³ まで | 4,000円 | |
| 25mm | 30m ³ まで | 6,000円 | |
| 40mm以下 | 70m ³ まで | 14,000円 | |
| 75mm以下 | 200m ³ まで | 40,000円 | |
| 100mm以下 | 300m ³ まで | 60,000円 | |
| 臨時用 | 1 m ³ | 400円 | |

(2) 簡易水道の料金

| 料金 | 基本料金 (1 か月につき) | 超過料金 1 m ³ につき |
|----|----------------|---------------------------|
| | | |

(料金)

第28条 料金は、次の表のとおり算定した合計金額に消費税等相当額を加えた額（その金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

| メーターの口径 | 基本料金 (1 か月につき) | | 超過料金 1 m ³ につき |
|---------|----------------------|---------|---------------------------|
| | 水量 | 料金 | |
| 13mm | 10m ³ まで | 2,000円 | 150円 |
| 20mm | 20m ³ まで | 4,000円 | |
| 25mm | 30m ³ まで | 6,000円 | |
| 40mm以下 | 70m ³ まで | 14,000円 | |
| 75mm以下 | 200m ³ まで | 40,000円 | |
| 100mm以下 | 300m ³ まで | 60,000円 | |
| 臨時用 | 1 m ³ | 400円 | |

| 現 | | 行 | | 改 | 正 |
|---------|----------------------|---------|-----|---------|------|
| メーターの口径 | 水量 | 料金 | につき | | |
| 13mm | 10m ³ まで | 2,000円 | | | |
| 20mm | 20m ³ まで | 4,000円 | | | |
| 25mm | 30m ³ まで | 6,000円 | | | |
| 40mm以下 | 70m ³ まで | 14,000円 | | | 150円 |
| 75mm以下 | 200m ³ まで | 40,000円 | | | |
| 100mm以下 | 300m ³ まで | 60,000円 | | | |
| 臨時用 | 1 m ³ | 400円 | | | |
| 2・3 (略) | | | | 2・3 (略) | |

